

# (1) 八王子市

八王子市



## ■ 市の概要

八王子市は、東京都心から西へ約40キロメートル、新宿から電車で約40分の距離に位置しています。地形はおおむね盆地状で、北・西・南は海拔200メートルから800メートルほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いています。

本市は、大正6年(1917年)の市制施行から、平成29年(2017年)で100年を迎えました。また、平成27年(2015年)4月に東京都初の中核市となり、人口約58万人の多摩地区のリーディングシティとして、21の大学を抱えた学園都市として、発展を続けています。

## ■ 交通

甲州街道(国道20号)、国道16号(東京環状)、国道411号(滝山街道、青梅街道)の交点となっており、八王子ジャンクションにより、中央自動車道と圏央道との交点にもなっています。

また、鉄道路線は合計7路線(JR中央本線、横浜線、相模線、八高線、京王線、京王高尾線、京王相模線、多摩都市モノレール)が乗り入れて、市内に21もの駅があり、昔から交通の要衝として栄えてきました。



## ■ 学園都市

～知の力と若いエネルギーがあふれるまち～

21の大学等を抱えた学園都市として、約7,500人の教員、約9万5千人の学生や約2,000人の留学生在籍・在学しており、知の力と若いエネルギーがあふれるまちとして発展を続けています。

## ■ 日本遺産

「靈氣満山 高尾山

～人々の祈りが紡ぐ

桑都(そうと)物語～」

令和2年(2020年)6月19日、八王子市が文化庁に申請したストーリー「靈氣満山 高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都(そうと)物語～」が東京都初の「日本遺産」に認定されました。

誰もが知り世界が認める「高尾山」をはじめ、日本100名城に選ばれた国史跡「八王子城跡」など、29件の構成文化財を掲げて、本市の魅力を語った内容となっています。

この日本遺産認定を受けて、今後も国内外から多くの観光客が見込まれます。



## ■ 新型コロナウイルス感染症対応

八王子市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた市内事業者等を対象に、市独自の支援策を実施してまいりました。

### ○八王子市事業継続緊急支援金

厳しい経営環境にある市内事業者の安定した事業継続と感染防止対策について支援

### ○八王子市テナント家賃緊急支援金

テナント家賃の支払いが大きな負担となっている市内事業者を支援

### ○八王子市中小企業者等感染拡大防止対策支援補助金

事業所内における感染防止対策を強化し、継続した経済活動の推進を図るため、感染拡大防止のための環境整備に係る費用の一部を補助

### ○中小企業者パワーアップ補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた産業の早期回復及び活性化に向け、新たな分野への事業展開を促進するため、中小企業が実施する新製品・新サービス等の開発及び販路開拓にかかる費用の一部を補助

## ● 企業立地支援制度

### ■ 八王子市内での企業立地・設備投資をサポート

八王子市では、事業施設の新設・拡張、設備の増設に対し、固定資産税・都市計画税・事業所税相当額を3年間各種奨励金として交付します。

### ■ 奨励金の種類

#### ● 企業立地・雇用促進奨励金 (市外企業対象)

製造業、物流系産業、宿泊業、商業、事務所の施設を新たに設置(建築、購入、賃借)した市外事業者の方に、3年度分交付します。

#### ● 市内企業立地継続奨励金 (市内企業対象)

① 製造業、物流系産業、宿泊業、商業、事務所の施設を新たに設置(建築、購入、賃借)または拡張した市内事業者の方に、3年度分交付します。(市内に本店を有し、継続10年以上操業する事業者の方は固定資産評価額当の要件は適用されません。)

② 市内に本店を有し、継続10年以上操業する市内小規模事業者等の方が事業施設を新たに設置(建築、購入、賃借)または拡張した場合に、3年度分交付します。

#### ● 貸し施設設置奨励金

新たに施設を設置(建築、購入、賃借)し、製造業、物流系産業、宿泊業、商業、事務所の事業所の方に賃貸した場合、貸し施設設置者に、3年度分交付します。

#### ● 産業系用地確保奨励金

製造業または物流系産業の事業者の方、貸し施設設置者に、1,000㎡以上の土地を譲渡した場合、1年度分交付します。(ただし、工業専用地域など住宅が建築できない地域を除く。)

#### ● 開発・生産設備設置奨励金

製造業の事業者の方(中小企業者の方のみ)が新たに開発・生産設備(購入・リース)した場合に、3年度分交付します。(ただし、対象となる償却資産の固定資産評価額の合計額が3,000万円以上必要です。)

※上記奨励金については、業種の種別ごとに指定している「企業立地促進地域内」内で、事業施設の新設・拡張、設備の増設をしていただくことが要件になります。

※市内小規模事業者等については、市街地調整区域を除く市内全域が立地対象地域となります。

### ■ 加算金の種類

※加算金は奨励金の他に交付されます。

#### ● 市内建設業者活用加算金

工場等を新設・拡張する際に市内の建設業社を活用した場合には、工事請負契約額の1%を加算金として交付します。

#### ● 市内雇用促進加算金

新規に雇用した常用雇用者の6割以上が市内居住者の場合には、初年度のみ、一人あたり10万円を加算金として交付します。